

岐阜県立看護大学図書館運営委員会規程

平成22年4月1日
規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県立看護大学教授会規程に基づき、岐阜県立看護大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 教授会において指名された者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館の運営に関する事項
- (2) 図書館の諸規程の制定改廃に関する事項
- (3) その他図書館に関する事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は図書館長をもってあてる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 7 委員長は、会議の経過及び結果を教授会に報告しなければならない。

(部会)

第6条 委員会は、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。